**市県民税特別徴収税額決定通知書等送付先設定（変更）届**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　年　　月　　日新発田市長様 | 特別徴収義務者 | 特別徴収義務者指　定　番　号 |  |
| 所　在　地 |  |
| 名　　　称 | 　　　　　　　  |
| 担当者の係・氏名・電話番号 | 電話　　　（　　　　） |
| 下記のとおり市県民税特別徴収税額決定通知書等の送付先の設定（変更）について届出ます。なお、市県民税特別徴収義務者として各種法令を順守しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条及び第12条について、適切な措置を講じていることに相違ありません。 |
| 送付先所在地（フリガナ） |  |
| 送 付 先 所 在 地 | 〒 |
| 送付先名称（フリガナ） |  |
| 送　付　先　名　称 |  |
| 電　話　番　号 |  |
| 送付先設定（変更）年　　月　　日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |

参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

　　　（委託先の監督）

第11条　個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第12条　個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。